9　罰則

認定仮名加工医療情報利用事業者の役員若しくは従業者又はこれらであった者が、その業務に関して知り得た提供仮名加工医療情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する等、罰則について所要の規定を設けるものとすることとした。（第六八条～第七五条関係）

10　附則

㈠　この法律の準備行為について定めることとするほか、この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条～第五条関係）

㈡　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとした。（附則第六条関係）

㈢　関係法律について所要の改正を行うものとすることとした。（附則第七条～第九条関係）

㈣　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（法律第三六号）（厚生労働省）

一　食品衛生法及び食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律の一部改正関係（第一条及び第二条関係）

1　食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する権限を、厚生労働大臣から内閣総理大臣に移管することとした。

2　薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとされた事項のうち、食品衛生法及び食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律の規定によりその権限に属させられたものであって食品衛生基準行政に関するものについて、食品衛生基準審議会の意見を聴くこととした。

3　薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとされた事項のうち、食品衛生法の規定によりその権限に属させられたものであって2に掲げるもの以外のものについて、厚生科学審議会の意見を聴くこととした。

4　厚生労働大臣及び内閣総理大臣の連携に関する規定の整備を行うこととした。

二　水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の一部改正関係（第三条～第六条関係）

1　水道整備・管理行政のうち水質又は衛生に関する事務に関する権限を、厚生労働大臣から環境大臣に移管することとした。

2　水道整備・管理行政のうち1に掲げる事務以外のものに関する権限を、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管することとした。

3　国土交通大臣及び環境大臣の連携に関する規定の整備を行うこととした。

4　水道を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる公共土木施設に加えることとした。

5　水道施設の新設、増設又は改造に関する事業を、社会資本整備重点計画法の対象となる社会資本整備事業に加えることとした。

三　農薬取締法、肥料の品質の確保等に関する法律、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正関係（第七条～第一〇条関係）

一の1の改正に伴い、内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び環境大臣の連携に関する規定の整理を行うこととした。

四　水資源開発促進法、独立行政法人水資源機構法及び海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の一部改正関係（第一一条関係）

二の2の改正に伴い、水道整備・管理行政の所管大臣として厚生労働大臣を定める規定について所要の規定の整理を行うこととした。

五　厚生労働省設置法、国土交通省設置法、環境省設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正関係（第一二条～第一五条関係）

1　一の1並びに二の1及び2の改正に伴い、厚生労働省の所掌事務に関する規定の整備を行うこととした。

2　食品衛生法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を行う厚生労働省の審議会を、薬事・食品衛生審議会から厚生科学審議会に改めることとした。

3　二の2の改正に伴い、国土交通省の所掌事務に関する規定の整備を行うとともに、同省の地方整備局及び北海道開発局は、水道整備・管理行政に関する事務を分掌することとした。

4　二の1の改正に伴い、環境省の所掌事務に関する規定の整備を行うこととした。

5　一の1の改正に伴い、消費者庁の所掌事務に関する規定の整備を行うとともに、同庁に、食品衛生法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を行う審議会として、食品衛生基準審議会を置くこととした。

六　施行期日等

1　経過措置等

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第二条～第九条関係）

2　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一八四号）（環境省）

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第二三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和五年六月一日とすることとした。

◇安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一八五号）（金融庁）

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六一号）の施行期日は、令和五年六月一日とすることとした。

◇安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一八六号）（金融庁）

一　資金決済に関する法律施行令の一部改正

1　電子決済手段等に係る制度整備

㈠　電子決済手段等取引業関係

(1)　電子決済手段等取引業者の登録拒否要件のうち、資金決済に関する法律第六二条の六第一項第一二号ホに規定する電子決済手段等取引業の登録が取り消された法人の取締役等であった者に準ずる者について定めることとした。（資金決済に関する法律施行令第一九条の三関係）

(2)　電子決済手段を発行する銀行等、資金移動業者及び特定信託会社が、その行う電子決済手段等取引業に関し負担する債務の履行の完了等を求められる場合を定めることとした。（資金決済に関する法律施行令第一九条の六関係）

(3)　電子決済手段等取引業者がその行う電子決済手段等取引業に関して利用者の金銭その他の財産を預託させてはならない当該電子決済手段等取引業者と密接な関係を有する者の範囲を定めることとした。（資金決済に関する法律施行令第一九条の七関係）

(4)　情報通信の技術を利用した情報提供及び同意の取得をするときは、あらかじめ、相手方に対し用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、承諾を得なければならないこと等を定めることとした。（資金決済に関する法律施行令第一九条の八及び第一九条の九関係）

(5)　広告等の表示事項として、手数料等の情報及び指標の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがある場合の情報等を定めることとした。（資金決済に関する法律施行令第一九条の一〇関係）